

## 裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成28年11月25日（金）午後3時00分から午後5時16分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

### 参加者等

司会者 片 山 隆 夫（横浜地方裁判所第4刑事部部総括判事）

裁判官 西 沢 諒（横浜地方裁判所第4刑事部判事）

検察官 横 田 正 久（横浜地方検察庁検事）

弁護士 澤田 美穂子（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 20代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代 男性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 男性 （以下「6番」と略記）

### 議事要旨

（司会者）

ただいまから、裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めます。

この会の趣旨は、裁判員制度を実施後、当裁判所におきましても数多くの裁判員裁判が実施され、事例や経験が集積されておりますけれども、法曹三者の立会いの下、できるだけ多くの裁判員経験者の方から御意見や御感想を伺い、交換する機会を設けることで、今後の制度の運用の参考にさせていただくというものであります。

本日は6名の裁判員経験者に御参加していただきました。お忙しい中、御協力いただきまして誠にありがとうございます。

先ほどの趣旨を踏まえ、率直な御意見、御感想をおっしゃっていただきますようお願いいいたします。

また、本日は法曹三者にも参加していただきました。まず、自己紹介を順番にお

願いしたいと思います。

では、西沢裁判官、お願ひします。

(裁判官)

横浜地方裁判所第4刑事部判事補の西沢と申します。

私は、横浜地方裁判所に来て2年目、裁判員裁判を担当して2年目となります。

本日は忌憚のない御意見を伺えればと思います。よろしくお願ひします。

(司会者)

続けて、横田検察官、お願ひします。

(検察官)

横浜地方検察庁の検察官横田と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、この4月に横浜に参りました。ですから、皆様が御担当していただいた裁判を直接担当したわけではないのですけれども、皆様の御意見を基に我々の活動について、より向上させたいというふうに思っておりますので、本日は忌憚のない意見をよろしくお願ひいたします。

(司会者)

それでは、澤田弁護士、よろしくお願ひします。

(弁護士)

神奈川県弁護士会に所属しております弁護士の澤田美穂子と申します。

私は、弁護士会の中で刑事弁護センターの運営委員会というところに所属しております、刑事弁護にも積極的に関わっていきたいと思っております。本日のような裁判員経験者の皆様から直接お話を伺えるという貴重な機会をいただきましたので、皆様の御意見を聞いて今後の弁護活動にも参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(司会者)

申し遅れましたけれども、本日の司会を務めさせていただきます横浜地方裁判所第4刑事部の片山と申します。

今年4月に横浜地裁に参りました、その前は静岡県の沼津あるいはさいたまで裁判員裁判を担当しておりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、意見交換に入りたいと思います。最初の話題としては、裁判員を経験しての全体的な御感想を伺いたいと思います。皆様は裁判員に選ばれたときと実際に裁判員として職務を全うしたときとでは、御自身のお気持ちに違いはあったでしょうか。この点についてまずお伺いしたいと思います。

まず、裁判員経験者1番の方が担当された事件は、殺人と薬事法違反ということで、被告人が自宅で両親を殺害し、またいわゆる危険ドラッグを使用したというものでしたよね。

1番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとで、お気持ちに違いがありましたでしょうか。御感想をお話しください。

(1番)

裁判員に選ばれたときは、率直に私はうれしいと思いました。前年に候補に選ばれたという通知が来てから、選ばれるまでにはある一定の期間があったのですけれども、「あれ、どうなったのかな。」と思っていましたら、2度目の通知が来て、出頭して事件の発表を聞きまして、そこで最終的な抽選になったわけなのですけれども、正直、薬事法違反と殺人ということを聞きまして、ちょっと尻込みしちゃうところはあったのですけれども、抽選に当たりましてですね、「ああ、本当に良かったな。」というふうに率直に思っていました。

職務を全うしたときも、なかなか裁判の最初から最後までを聞くことというのは、私はなかったですし、裁判が終わった後も傍聴を何回かさせていただきましたけれども、それは数日ある公判の中の一部分だけなものですから、事件の全容をつかむことはできなかったのですけれども、この裁判員裁判では本当に全てを知ることができて、自分の意見も裁判官の方にお伝え、相談することができて、本当に達成感を持って、本当にやって良かったなというふうに今でも思っております。

(司会者)

全部で9日間、裁判所に来ていただいたようですがれども、1番の方、長く感じられましたか。

(1番)

そうですね、長くは感じました。一日公判で出ますと、家に帰ると、私はもう頭の中が疲れて、すぐぐっすり眠るような状態でした。

9日間の任務でしたですがれども、途中に平日休みがぽつぽつと入っていますので、体力の回復よりもむしろ頭の回復というところではできたのではないのかなというふうに思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

裁判員経験者2番の方が担当された事件は殺人で、被告人が交際していた相手を殺害したというものでしたよね。

2番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うされたときとで、お気持ちに違いはあったかどうか、御感想を伺いたいと思います。

(2番)

私は11月に冊子が来たときに、「あ、チャンスだから、もし自分が選ばれたら積極的に行こう。」と思って、会社にも伝えて、そのときは行きたいということでお話をしまして、会社も特休をくださるということだったので、でも、11月に冊子が来てからもう9月も終わるくらいになっても来なかつたので、「あ、やっぱり外れてしまったんだな。」と思ったところ、相次いで2通来まして、1回目のときは辞退させていただいて、2回目のときは抽選を行ったときに、「当たってくれ。当たってくれ。」と思っていたら当たつたので、そのときは素直にうれしかつたんですね。

自分の頭の中では、何の理由であれ人を殺したらやっぱり極刑だろうという自分の信念があったのですがれども、実際に裁判をしていく中でやっぱり公平に扱う、公平にしなければいけないのが裁判なので、検察官側と弁護人側の話をとにかく一

生懸命聞いて、納得がいく判決に導かなければいけないんだということで、私の考えでいれば、何と言つたらいいんでしょうか、検察官側の求刑どおりでいいのではないかと選ばれる前は思っていたのですけれども、やはり裁判をしていく中で公平に扱うということが大切なのだなというのが分かつて、終わったときにはすごくほっとして、判決については、責任をもって自分はこれでいいというところまで皆さんと導けたので、すごく良かったなと思います。

裁判中は会社の協力もあって仕事を忘れて、でもやっぱり終わるとちょっとどうしても興奮していたので、ちょうど裁判所の10階のところから夜景がすごくきれいで、港の夜景から球場から、しばらくそこで10分ぐらいずっと夜景を見て、それから家に帰っていたので、すごくそれは、「ああ、こんなところからこんな夜景が見られるなんて。なんてぜいたくなんだろうな。」と思いながら、毎日通っていました。

(司会者)

全部で6日間、裁判所に来ていただいたようなのですけれども、長く感じられましたか。

(2番)

いいえ、そうは思わなかつたんですね。毎日スケジュールが詰まつていて、ポンポンポンとやっていかなければいけないので、「え。もうこんなに早く評議して決めなきやいけないの。」というのがありますて、それはいろいろその事件によって日数が設定されているのでしょうかけれども、とてもなんか短く感じました。自分としては、もうちょっと長く評議をしながら判決を出していくのかなと思っていたのですけれども、結構スケジュールが一杯一杯というのは感じました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、裁判員経験者3番の方が担当した事件は強姦致傷で、被告人が通行中の女性を強姦し、その際、けがを負わせたというものでしたよね。

3番の方は、裁判員に選ばれたときと職務を全うされたときとで、お気持ちの違いはありましたか。御感想をおっしゃってください。

(3番)

私は、一昨年の11月に裁判員の候補者の通知が来まして、そこから1年近く年末になるまで1年間来なかつたので、自分は選ばれない、結構倍率高いし選ばれないのではないかというのが正直思ったのですが、去年の12月にこの事件の裁判員の通知が来て、「ラッキーだな。」というのは正直思いますね。

ただ、職場に関して言えば、不定期だったというのもあったので、裁判員に選ばれたとしても、逆にやっぱり仕事の面について裁判員のスケジュールに合わせてくれるかというのが心配で、私自身は裁判員に選ばれたら是非、貴重な経験だから行ってみたいというのが正直ありますですね、選ばれたら、「ああ、行く。」という感じ。行きたいなという感じはします。ただ、問題点が職場が裁判員を認めて休暇とか代わりとか探していただけるのかというのが心配だったのですが、結局は、職場の方も私に合わせていただいたので裁判員をやることができました。――

私の場合は1週間と1日だけだったのですけれども、貴重な機会でもありましたし、裁判官の方も、お昼御飯とか他の時間帯とかも仲良く交流とか特に堅い感じはなかったので、やり終わって特に変わったというのではないですね。気持ちに変化はないです。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、裁判員経験者4番の方が担当した事件は、覚せい剤取締法違反、関税法違反というもので、外国人である被告人が他の者と共に謀して2回にわたって外国から大量の覚せい剤を密輸入した上、それぞれ隠し持っていたという、そういう事案でしたよね。

4番の方は、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとで、お気持ちに違いはあったでしょうか。御感想をお話しください。

(4番)

私も選ばれたいという気持ちの方が強かったので、ただ、最初に通知を送られて来たとき、私にもこんな裁判員の手紙が来るのかなという驚きがちょっとありましたね。

それからそれを見て、候補者になったとしても、それからまた選ばれてというのが60人近くあって、その中の6名だから10分の1か、だから確率で言うとすごい確率だったので、選んで欲しいなという、少しでもこの社会に貢献したいなという気持ちもありましたので、すごく私はやるときには希望に満ちて参加させてもらいましたね。

それで、先ほど言われたように、大量の、全部で180キロぐらい密輸された案件で、正直驚きました。こんなものが日本に入ってくるのだなというような案件に対して、私は結構長くて多分19日ぐらい、土日も合わせると大体1か月ぐらいの間こちらの裁判所に来たようですけれども、先ほどもあったようにすごく充実した毎日でした。

(司会者)

来た日は16日間ということで、もうおっしゃったとおり多分期間としては1か月近かったんですかね。

(4番)

1か月近かったですね、ええ。評議の日も約1週間か10日近かったのではないですかね。

(司会者)

ありがとうございました。

裁判員経験者5番の方が担当した事件は、強姦致傷帮助、強姦帮助というもので女性である被告人が他の者が被害者に対して強姦致傷及び強姦をした際に、その犯行現場に被害者を連れていくなどして、実行犯の犯行を容易にした、そういうものでしたよね。

5番の方は、裁判員に選ばれたときと職務を全うされたときとで、お気持ちに違ひはあったかどうか、御感想をお話しいただけますか。

(5番)

まず、抽選でここに集まって、最終で番号が表示されるじゃないですか。そのときには、まあ、まさか自分がという気持ちでした。選ばれるかどうかというか、何と言つたらいいのかな。正直、まさか自分がという気持ちだったので、選ばれたときは、まあ、しようがないやみたいな、ちょっと若干軽い気持ちだったので、評議をするに当たって、裁判員と裁判官が評議して一人の人を裁くということはすごく重いことだと、なあなあな気持ちではできないなと思いながら、私は6日間かな、話し合ってきました。

話し終えて、それが終わったときの気持ちとしては、こういう貴重な場を設けていただいて良かったなど、すごい充実したなという気持ちになりました。

(司会者)

5日間ぐらい裁判所に来られたのではないかと思うのですけれども、お疲れにはなりませんでしたか。

(5番)

やはり1番さんがおっしゃられたように、頭が疲れました。だから、眠りも私もすごい良かったです。

(司会者)

ありがとうございました。

最後に、裁判員経験者6番の方が担当をされた事件は、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反というもので、被告人が勤務先の同僚を刃物で殺害しようとしたがけがを負わせたにとどまった、こういう事案でしたよね。

6番の方は、裁判員に選ばれたときと職務を全うされたときとで、お気持ちに違ひはあったか、御感想をお話しいただけますか。

(6番)

裁判員裁判に対する見解というのは、前後では大きな変化がありました。どういった変化といいますと、最初、候補に選ばれ冊子が来たときに、その冊子の中に書いてあった、いわゆる広く皆さんに裁判を知っていただくためという目的であった場合、それをインターネットで調べた当選確率を考えた場合、非常にその選ばれる確率、候補になるのできえ確率が低い。なおかつそれからもう一度抽選があって、事件ごとに設定されるということで考えた場合、要するに専門家でない我々に一体何ができるのか、裁判員ができるのかという疑問を持ちつつ、これに臨んだわけです。

実際に、冒頭陳述からそれから求刑に関するところ、それから評議を含めて判決という過程に臨んだときに、そのプロセス全体で考えると、やはり裁判所のみならず検察官の方々、弁護人の方々、極めて多大な労力を有してこの制度を確立されてきている、しかも7年間の間に非常にまられてきたということが感じられました。

それは、要するに、法律的な知識はなくとも争点とか問題点がある程度クリアになる、どこを我々は聞けばいいのかという部分に対して、これが結局は明確になつた形で進んできたということで、裁判員裁判に対する考え方の冒頭は、何の役に立つんだろうということから、その終わったときに対する考え方は、何かオリンピックではないですけれども、これを我々市民としては、やっぱり参加する必要があるものだということ、そういう考え方方に大きく変化しました。これがやっぱり一番大きな変化だったということです。

(司会者)

6番の方は、8日間ぐらいですか、裁判所に来ていただいたように思いましたけれども、長くは感じられませんでしたか。

(6番)

最初にスケジュールを見せていただき、8日間ということでその日程を見たとき、殺人未遂という犯罪に対して、その法廷自体、それから評議自体、短か過ぎるのではないかという感覚を持っていたのですけれども、終わった段階でどういうことか

となつたら、やはり先ほどの内容と合致するわけですけれども、非常に時間的な制約のある我々裁判員を呼ぶというその前提ですね、本来の仕事でないという前提として非常に凝縮された内容だったということで、長く感じたというよりも、むしろ非常に濃密な時間を過ごさせていただいた。消費したというか、そういう感覚で長く感じるよりもむしろ、非常に、どういう展開になるか分からぬといふ、先のない展開に対して、もう聞くことと判断すること、これに追いまくられたということで、それがゆえに長く感じることは全くなかったです。

(司会者)

ありがとうございました。

ところで、皆様は裁判員を務められた後、刑事裁判に関心を寄せるようになられましたでしょうか。

そう思われる方は、恐れ入りますが挙手をお願いできますか。

(挙手あり)

(司会者)

ありがとうございました。全員の方が手を挙げていただきました。それでは、次の話題に移らせていただきます。皆様は実際に裁判員裁判の法廷、すなわち公判と言われるものですから、この公判において検察官及び弁護人の活動を御覧になったわけです。

裁判員裁判は、裁判員の方にとって目で見て耳で聞いて分かりやすい審理というものをキャッチフレーズにしております。そこで、皆様から見て当事者、検察官及び弁護人の活動に対する率直な御意見、御感想を聞かせていただきたいと思います。ここでは、検察官と弁護人で分けてみたいと思います。

まず、検察官の活動ですけれども、起訴状の朗読に始まって最初に冒頭陳述というものがあります。いわゆるプレゼンテーションみたいなものですね。それから、採用された証拠書類の取調べ、例えば、現場の写真とか供述調書の朗読というものがあり、さらに証人や被告人に対する質問、最後に論告求刑というものがあったと

思います。

皆様から見て、この点は分かりやすかったとか、ここは分かりづらかったとか、ここは改めた方がいいといったことにつきまして、御自身が担当された事件についておっしゃっていただきたいと思います。

それでは、今度は番号を逆にしまして6番の方からお願ひしたいと思います。

6番の方は、御担当された事件における検察官の法廷での活動について、どのような御感想を持たれたでしょうか。お願ひいたします。

(6番)

先ほどの私の発言と重複するような形になるのですけれども、一番最初に冒頭陳述に関しましては、検察官の方のA4一枚の資料、これに基づいて説明をしていただいたわけなのですけれども、事件の概要、それから事件が起こる前の段階での被告人と被害者、この関係、それから事件の当日。実はこれは三つの現場とその後ということで、四つの現場が結局あるわけですけれども、そういった事件の概要は非常に分かりやすく説明されていったということ。

何が一番分かりやすかったか、要するに、否認事件でありますので、争点の相違がはっきりある、どこの場面でどういった形のことが行われたかということが、はっきりと明示されていったということで、非常に分かりやすかったと思います。

行為態様というようなことで証言されていますけれども、検察官の見解と弁護人の見解、それが併記されていた。同じく殺意の有無ということでその見解が出ている。それから、正当防衛は、これは弁護人からの意見ですけれども、それに対して、検察としては不成立であると考えるというふうな一連の内容が明示されていたということです。

要するに、法律的な知識がなくても、どちらが悪いかというのはどこで判断するかというのが明確に示されていたということで、非常に私としては分かりやすかった、やりやすかったというふうに判断しております。

(司会者)

今、おっしゃったように、6番の方が担当された事件は、殺意の有無とそれから正当防衛が成立するかどうかというのが大きな争点で、しかも現場が1か所だけではなくて動いていくという中で、それぞれの着目点というか、目撃者がいる場面はここですよとかいうことで、大分全体像がつかめた。そういうことになるんでしょうかね。

(6番)

はい。冒頭陳述でもうつかめました。

(司会者)

その後、被害者とか目撃者が検察側の証人として法廷に立ったようですけれども、それに対する検察官の主尋問、これはどうだったでしょうか。分かりやすかったでしょうか。

(6番)

検察官の主尋問は、分かりやすかったと思います。検察官のその尋問の内容に対しましては、何か争点に絞ってということではなくて、全体的なフローというか流れというか、それに応じての説明ということでなっておりましたので、判断として一貫性というか、要するに、お互いの主張が全然異なるわけですから、その内容について一貫して判断できる、一貫して流れるということについて判断しやすいような尋問になっていたというふうに思います。

(司会者)

実際に被告人質問では、被告人は検察官とは反対のことを述べられたと思うんですね。被告人に対する検察官の質問方法あるいは質問内容については、いかがだったでしょうか。

(6番)

検察官の質問内容については、十分納得できる範囲内だと思いました。

ただ、被告人は、首尾一貫として裁判を通じて、被告人質問に対しても全て、「体力差がある。」「いつ何をやられるか分からない。」との答えでした。

要するに、検察官として、はっきりとした殺意を認定するようなものを導き出す質問が、かなり困難な状況ではなかつたかと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、5番の方が担当された事件における検察官の活動について、何か御意見、御感想をおっしゃってください。

(5番)

まず分かりやすい点としては、やはりはきはきしゃべられていて、被告人の罪に対する攻めどころがすごいはっきりしていたので、そこを重点的におっしゃられたという、そういう点では分かりやすかったのですが、分かりにくいくらいもう一つあって、それは、メールの文面とかも証拠としていろいろ表示されるのですけれども、その表示されない部分をしゃべられていたりもされたんですね。それをやはり何の資料もないまま聞こうとするのはなかなか少し難しいかなという点はありました。

あと、これはどうなのかなと思ったこととしては、起訴状あるじゃないですか。それとはまた別の書いていないところを若干攻めているところがあつたので、そこはあまりよろしくなかつたのかなという思いがあります。

(司会者)

今、5番の方がおっしゃった中で、証拠の中にメールのやりとりというものがあつたというのは、これは、女性である被告人と実行犯である男性との間のメールのやり取りですかね。

(5番)

はい、そうです。

(司会者)

そのメールのやりとりが現物そのものではなくてダイジェスト、選ばれたような内容だったので、皆さんから見て目に触れていないメールの内容も証人尋問とか被告人質間に使われたところが分かりにくかつたと、こういう御趣旨でよろしいでし

ようか。

(5番)

はい、そうです。そういうことです。

(司会者)

あと、起訴状に出ていないところというのは、これは要するに、余罪といわれるような、起訴されていない別の犯罪とか、そういう意味でおっしゃっているのですか。

(5番)

強姦された被害者の方が未成年だったのです。被害者がお二人いたのですけれども、一人は強姦致傷でもう一人は強姦だったのですが、実は強姦致傷だったというところです。

(司会者)

そういうふうに、けがを負わされていたということを触れたところが、ちょっとどうなのかなと思ったという意味でよろしいでしょうか。

(5番)

はい、そうですね。やはりそういうところが頭に残るので、罪を決めるに当たつてやはり残っちゃうのがあんまりよろしくないのかなということです。

(司会者)

冒頭陳述、プレゼンテーションを聞いたときに、これから始まる証拠調べというか、事件の概要とか全体像というのは、これは分かりやすかったのでしょうか。

(5番)

そうですね。これは比較的分かりやすかったです。

(司会者)

証拠調べが終わった後、論告になりますけれども、検察官の論告は5番の方にとってみたら、分かりやすかったものなのでしょうか。

(5番)

そうですね。分かりやすかったです。ちょっとこれはおもしろいなと思ったのが、論告のこの紙があるじゃないですか。それに対して懲役何年というのは空欄だったんですね。それを検察官の方が何年と言うときに埋めるという形だったので、そこはすごい印象に残るなって分かりました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、4番の方。4番の方は御担当された事件における検察官の活動について、どのような御意見あるいは御感想をお持ちだったか、お話しいただけますか。

(4番)

全体的にはすごくよくまとまっていたと思います。

(司会者)

論告、これは薬物の輸入事件でたくさん外国人もいましたし、通訳事件でもあつたわけですけれども、論告は分かりやすいあるいは説得的なものだったのですか。

(4番)

検察官さんの言われたことは結構よく分かりました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、3番の方が担当された事件における検察官の活動について御意見、御感想をおっしゃっていただけないでしょうか。

(3番)

率直に言えば、分かりやすかったです。特にずっと争点とか犯行状況とかいう表とかを見て、犯行の経緯、状況とか証拠の着目点、あといわゆる被害状況とか、被害届を出す前とか後の経緯。これは強姦であるよというのを基礎づけているというのは感じられましたね。

証拠とか資料とか写真があったのは、分かりやすかったと思います。

(司会者)

3番の方の担当された事件は、被告人が被害者とは合意の上で性交をしたと主張をしていた。要するに、無理やりセックスをしたわけではないという形で争点があったわけですね。

論告はいかがだったでしょうか。証拠調べの終わった後の、証拠を全部総合する这样一个事実から被告人の有罪はこう認定できるのだという主張ですけれども、それについてはいかがだったでしょうか。説得的に思ったのですか。

(3番)

そうですね。被害者の供述でしたり、被害者は交際相手がいて、それに被告人との関係は初めてであって、自宅近くでの犯行だったということから、びっくりしたというよりは通常では考えられないことが起こったということがあって。

検察官の方の言い方は分かりやすかったというのにはあります。

(司会者)

ありがとうございました。

では、2番の方が御担当された事件について、検察官の法廷での活動については、どのような御意見あるいは御感想をお持ちだったでしょうか。

(2番)

冒頭陳述からよくまとめられて、とても見やすくて、読んでいてもとても分かりやすかったのですが、一点だけちょっと分からなかったのが、何とかのBさんはどうだこうだってこう書いてあるのですけれども、「え、Bさんがいたら、Aさんは。」というのがありますて、Aさんはいないのかな。でも、Bさんがいるんだから、Aさんは何のあれなんだろうというのが、すごくそれが残っていました。

それは裁判している後から出てきて、ああ、Aさんというのはこういう人で、この事件には全く関連性がないというのは分かったのですけれども、冒頭陳述のところで、括弧として、「(Aさんはこういう人、何とかさんです)」みたいな形で書いておいていただけたら、分かりやすかったかなというのにはあります。それは冒頭陳述のときにそれは感じました。

裁判している間は、いろんな証拠書類とかも写真からイラストからとても分かりやすかったです。特にこの冒頭陳述もそうですが、検察官の論告もすごく分かりやすくて良かったのですけれども、事件性からなのかメールのやり取り、LINEのやり取りが膨大で、この分の証拠はこれですよと言われた場合に、メール、LINEのやりとりで、それが延々1時間、1時間半と続くので、検察官はさほどではなかったのですけれども、弁護人側のことは今は話しませんが、その中で大事なことはないのかというのすごく緊張して話を聞いて、頭の中が、このときはこうだったんだなど、やっとそこで整理していたところに、今度、弁護人の話になると、「あれ、同じメールだ。」と思って。ちょっと混乱することありました。

(司会者)

ありがとうございました。

この2番の方が担当された事件は、被告人と被害者が交際していた男女で、メールのやり取りあるいはLINEのやり取りというのがたくさんあったわけですね。先ほどのお話ですと、検察官側の方で証拠書類に出されたもののメールだけでも1時間ぐらいあって、次に今度また弁護人もメールのやり取りを出していて、これがまた1時間半ぐらいになるのですか。

そうすると、合計2時間半ぐらいメールのやり取りを法廷で聞かれていた。こういうことでよろしいのでしょうか。

(2番)

はい。

(司会者)

ちょっと重なったものもあったということなのでしょうかね。

論告はどうだったのですか。検察官の論告は分かりやすかったのですか。

(2番)

分かりやすかったです。

(司会者)

ありがとうございました。

では、1番の方が御担当された事件についての検察官の法廷での活動について、御意見、御感想をおっしゃっていただけないでしょうか。

(1番)

検察官の方は、非常に滑舌が良くて、かつ声も大きい方で聞き取りづらいという印象が全くなかったです。

冒頭陳述を申し上げますと、いただいた資料を見返すと時系列にきっちりとまとまっているというところと、あと事件に至る前の被告人のその人となりというのでしょうか、そういったところも説明して、例えばお金にだらしなかったとか、薬事法で捕まったのですけれども、捕まる前にも覚せい剤ですとかいろんな薬物をやっていた状況がある。大学を中退した過去があるとか、そういう人となりを説明してくれたので、非常に分かりやすかったです。

あと、心神の喪失と耗弱というところなんかも裁判の中で意味の説明をしてくださったので、恐らくこれは説明がないと我々は何を言っているのかちょっとレベルが分からぬというところだったので、非常に助かりました。

プレゼンとしては本当に完璧だったのではないのかなと思います。

(司会者)

1番の方の事件は、薬物関係のお医者さんあるいは精神鑑定をなさったお医者さんということで、要するに、専門家の証人が割と多かったと思うのですけれども、こういう専門家の証人に対する検察官の尋問というのは、いかがだったのでしょうか。

(1番)

その辺も分かりやすかったです。専門の先生がその薬の薬効が体内に取り入れてからどれぐらいの確度で効き始めて、どれぐらいの確度で衰退していくのかというのも一通り説明してくれるのですけれども、それを検察官の方は、その夜の犯行時刻はどのピークにあったのかというところも質問をされていましたので、非常に分

かりやすかった記憶がございます。

(司会者)

被告人質問のときには、まず弁護人が先に質問をして、その後、検察官が反対質問という形ですると思うのですけれども、この検察官の反対質問については何か御感想とかはありますか。

(1番)

よくテレビで見る裁判を私は思い出したのですけれども、一問一答式のような感じで、こうですか、こうですかというのに対して、被告が、「はい。」「いいえ。」「はい。」「いいえ。」と繰り返していくので、裁判員としては非常に聞きやすかったのですけれども、一つ思った感想としては、その検察官の質問が結構なスピードでこうパンパンパンパンと来るんですよね。

それに対して、被告人が十分に考える時間が持てなかつたのではないのかな、あるいはパンパンパンパンと来るがために、ちょっと萎縮しちゃって思うようなことが言えなかつたことが少しはあったのではないのかなというような感じもいたしましたですかね。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、今度は弁護人の法廷活動について御意見、御感想を伺いたいと思います。

弁護人の活動としては、まず起訴状の朗読がありまして、公訴事実に対する弁護人の意見というものから始まり、冒頭陳述、プレゼンがあって、その後、証人尋問について検察側の証人であれば反対尋問でありますし、被告人質問については弁護側の方から先に主質問を行うだろうと思われます。

あるいは、証拠書類としては、被告人が書いた反省文とかあるいは被害弁償関係の示談書というようなものがあったかもしれません。また、検察官の論告に引き続いて弁論というものがあったと思います。

皆様から見て、今度は弁護人の方の活動について、この点は分かりやすかったとか、分かりづらかったとか、この点は改めた方がいいとか、そのような御担当された事件についての御意見、御感想をおっしゃっていただきたいと思います。

再び6番の方、弁護人の活動についてはどのようにお感じになつたでしょうか。

(6番)

弁護人から配られた資料、それからその他、質問、この内容でちょっと感じたことということで話をしますと、まず全体としては、一番強烈な印象を持ったというのはやはり冒頭陳述であります。冒頭陳述につきましては、検察官の方から双方の主張点、相違そういったものが明確にされていた、それに対して事実経過とかそういうといったものにつきましては、弁護人も同じその現場の名称、第1場面、第2場面とか、第3場面とかそういう場面を使っているということでしたので、この意味では分かりやすかったということですが、決定的にやはり発言内容等で冒頭陳述で違ったというのは、検察官の方の内容は争点ということで明確にありました。果たして被害者の言っていること、あるいは目撃者が言っていること、これが争点でしょうということであって、いわばその予告編みたいなもので、乞うご期待をというようなことでの内容であったかと思うのですけれども。

弁護側の主張の一応ポイントとしては、いきなり包丁を使っての行為なわけですけれども、その場面がフォーカスされ、なおかつ殺意が薄いということ、**それから**正当防衛が成立すること、そればかりがいきなりフォーカスされて、検察側が皆さんに判断をお任せしますということに対して、弁護側の一番最初の冒頭陳述につきましては、そのような差異が認められたということ。これがちょっと印象に残りました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、5番の方が担当された事件における弁護人の活動について、御感想なり御意見をおっしゃっていただけないでしょうか。

(5番)

これは、弁護人の方のやり方かもしれないのですけれども、私が担当した事件の被告人は強姦の被害者でもあったわけですね。そのことにはばかりフォーカスして、この事件の起訴内容に対する内容がほとんどなくて、その被告人がこうこう強姦にあって、仕方なくやったんだよというのをすごい押してたわけですね。

なので、その起訴状に対することを言うのではなく、その被告人がすごい脅されて仕方なくやったんだよということばかりフォーカスしてそこに言っているのが、何か今、取り扱っている事件とはちょっと違うのではないかというのはちょっと思いました。

(司会者)

5番の方の事件は、女性である被告人が強姦致傷とか強姦の犯人の手助けをした。その犯人からこの被告人も性的被害を受けた、脅されてもいたということで、だから被告人には酌量すべきことが多いのだと、そういう強調の仕方なのですかね。

(5番)

そうですね。そこばかり言っていて、肝心のこの裁判をやっていることの内容がほとんどなかったので、そこはちょっと、「うん。」という感じでした。

(司会者)

5番の方からすると、被告人も被害者かもしれないけれども、私たちが担当している事件の被害者はちゃんといるわけだから、その被害者に対してこの被告人がどのようなことをしたのかとか、どういう経緯かというか、それをもうちょっと言ってほしかったし、コメントがないのは最初からちょっと違和感がある。そういう御趣旨なんですか。

(5番)

そうですね。あと、弁護人と被告人のやり取りですごい綿密にされているなと思ったのが、何か弁護人がこうですよねと被告人に言うと、被告人がこう泣いて、休廷にされたりしたんですね。そういうところとかも、綿密に計画されているのかな

という、何かちょっと裏を感じてしまったという。

(司会者)

綿密なシナリオというか、計算されていて、ちょっともっと裏があるのかなという気になってしまったという、そういう被告人質問なんですか。

(5番)

はい、そうです。検察官の方も被告人に対して質問するのですが、検察官の方と弁護人の方との態度が何かちょっと違っていたというのもありました。そういうのもあって何かどうだろうなというふうに。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、3番の方が御担当された事件について弁護人の法廷内での活動については、どのような御意見、御感想をお持ちでしょうか。

(3番)

結論から言うと、弁護人の人がしゃべっているのがちょっと速いというのがあります。あと、訂正が多かったりとか、言っていることに関しては冒頭陳述のメモとかに書いてあるとおりなのですが、言っていることが速すぎて、何を言っているのかちょっと聞き取れないというのがすごいあったので。

冒頭陳述メモとか弁論メモを見て、被害者のAさんが言っていることが矛盾しているよというのは分かったので。

あと1点ちょっと分かりやすかったというのは、被告人が一貫して無罪主張だったというのと、被告人が被害者の合意の上の強姦、被告人から言うと性行為をやつたという上で、アダルト動画のそういう証拠があって、その部分は履歴とかと合致していて分かりやすかったなと思います。

(司会者)

被害者についての証人尋問があったわけですよね。

弁護人も反対尋問をされたと思うのですけれども、その反対尋問は3番の方から

見て、弁護人の反対尋問の意図とか分かりやすさという点では、どのような印象をお持ちだったでしょうか。

(3番)

分かりやすさという点から言えば、分かりにくかったというのが正直あります。

(司会者)

どういうところをポイントにこの弁護人は追及しているのかとか、検察官が主尋問で証人尋問をしたところを崩そうとしているのかというところは、御理解はいただけたでしょうか。こんなところをポイントにしているのかなとか、その点はいかがだったでしょうか。

(3番)

一貫して被告人が主張する無罪、無罪というか合意の上で性交をやったとかがずっと被告人のストーリー的にうまく理解し主張したと、そういうことに整合性が、証拠物件としては少ないのですけれども、こういう整合性があって極めて信用できるということから、無罪をずっと主張したという主張は、ああ、使ってきたのかなとは思います。

(司会者)

ありがとうございました。

では、2番の方、御担当された事件についての弁護人の方の法廷活動については、どのような御感想をお持ちでしょうか。

(2番)

膨大なメール、LINEの中から、やはり証拠となる部分を抜き出して読み上げていたのですけれども、やっぱりその事件に関するところを抽出するだけでも、すごく時間がかったのだろうなというのは読み取れて、そのたくさんの中からそこを全部精査して、それで証拠になる部分をピックアップして、その法廷では弁護人が二人で会話調で再現してくれて、それはとても分かりやすかったのですけれども、検察官の方では書類に何々は何々と、これに対してという形で、あとメモをできる

ように用紙が配られて、だからこれについてはこうでと書き出していって、すごくそれは分かりやすかったのですけれども、弁護人の方は、この最初の冒頭陳述、とても分かりやすいのですけれども、裁判が始まってきて、これについてはこうですという形で会話で、そのときは分かりやすいんですけども、自分でこれいろいろこうぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃ書いていたので、後で整理したときに、「ええと、どうだったんだっけな。」って。すごく長かったので、自分でどこに何を書いたのか分からなくなってしまって、だから、検察官のように何々の証言としてこれを弁護していくというのを要約で書いてくれて、メモができるようになっていたら、よりすごく後で評議するときに分かりやすかったのではないかなというのは感じました。

本当に冒頭陳述はすごく分かりやすかったのですけれども、いろいろ証人尋問とかでも、こういうことを聞いていくと書いてあって、それでこうやっていった場合、そこにまた書いていけて、流れとして後で見やすかったのですけれども。もう自分で何を書いたのか途中でわけが分からなくなってしまったので。それだけちょっと、これだけの証拠、膨大なメールの中からこれだけのことを抽出して、それは、ああ、分かりやすくて、法廷でもとても分かりやすかったのですけれども、そういう形でそういうメモをいただけたらとても良かったかなと思いました。

(司会者)

そうすると、1時間半ぐらいですか。二人の弁護人がそれぞれ役割分担をしてやり取りを再現してくれたというところは、理解しやすかったのだけれども、それをメモされたりしていて、最後の方の例えば弁論のときにちょっとまとめてダイジェストでそれを出してもらうとか、ちょっと工夫してもらえた後、後に残って、その後の話し合いでも役に立ったかもしれない。そういう趣旨でしょうかね。

(2番)

はい、そうです。

(司会者)

ほかに、証人尋問として、2番の方の場合には、被害者の友達の方の証人尋問があつたと思うのですけれども、これについての弁護人の質問は、どうだったのでしようか。

(2番)

とても分かりやすかったです。証人に来られた方もきちんと話をしてくれて、その事件の前日にその友人が会ってらっしゃるので、そのときの様子から何から犯行に至るまでの話を結構聞き出してくれて、だからこういう事件に至るに当たって、被害者は法廷に出てこれないので、被害者の話がこういうふうに聞けて、それは弁護人が質問してくれて、それを答えてくれてというのはとても分かりやすかったですし、逆に今度、検察官の方で質問もしていて、それで、あ、そういうこともある、一あ、そういう観点からも事件に関わることで、検事さんの話、質問で、ああ、そういう聞き方もあるんだな、という形で、感心してはいけないのですけれども、分かりやすかったです。

(司会者)

2番の方は、殺人事件ということで、人を殺すというのは極刑かなというぐらいのお気持ちで、最初、裁判には臨んでいたけれども、例えば被害者の友達の証言を聞いたりして。

(2番)

そうですね。証言や弁護人の話とかを聞いていくと、だんだん何かその日、帰りにいろいろ電車の中で考えると、被告人にもその経緯に当たる事情が分かつてきて、やっぱり話をちゃんと聞かないといけないのだなと思いました。

(司会者)

今の話では、証拠調べでそう思われたということなのでしょうけれども、その前の弁護人の冒頭陳述のときに、これはひょっとしたらこういうところも見なきやいけないのかなというような、立証の力点とかポイントみたいなものは、もう弁護人は既に出されていましたのでしょうか。そこあたりは御記憶ありますか。

(2番)

弁護人の冒頭陳述を読んでみると、あ、これは何か、人を殺してはいけないけれども、ああ、こういう事情があったんだな、というのは、少し分かってきて、でも、この被告人がとても優しい性格だなというのがその冒頭陳述のときに分かったのですよ。分かっていて、では、何で殺してしまったのだろうという疑問に行き着くくらい、この冒頭陳述では、その被告人のことをいろいろ調べて弁護してくださっているなというのは分かりました。

(司会者)

ありがとうございました。

1番の方、弁護人の法廷での活動についての御意見、御感想をおっしゃっていただけですか。

(1番)

弁護人の方も、私の感想としては、非常に分かりやすい声量で滑舌のよろしい発表をされていたと思います。私の担当した事案では、殺人と薬事法の両方で無罪の主張から始まりまして、勉強になったのは、この無罪から始まるというところの難しさというのが分かったような気がします。

ただ、弁護人の方は、その中でも、検察官の方が状況をこう説明していく中で、そのときの被告人の記憶、クスリをやったものですから、記憶がまだら状で当時の記憶がほとんどないというところをアピールしようと一生懸命になっていたような気がします。

ですので、私はその無罪の主張を最初に聞いたときには、人を殺してなぜ無罪かというところから始まりましたすけれども、裁判を進めていく上で、ああ、そういうことなんだなと。決して被告人の味方になる発言ばかりではないというところが、ものすごく勉強になりましたし、追及するところは追及した上で、そのときの状況を深堀りしていくところは、ものすごく私は勉強になりました。

(司会者)

ありがとうございました。

では、ちょっと時間も押して参りましたけれども、ここで現職の検察官、弁護士の方から、経験者の方に対して御質問等ございましたら、お願ひしたいと思います。まず、横田検察官、どうぞ。

(検察官)

皆さん全員にお尋ねをしたい点が2点ございます。1番さん、2番さん、4番さんが御参加された裁判員裁判では、検察官の論告に量刑グラフというものが添付されていたと思います。一方、3番さん、5番さん、6番さんが御担当された裁判では、検察官の論告の中に量刑グラフというものは添付されておりませんでした。それについての印象等がございましたら教えていただきたい。これが1点目でございます。

2点目なのですけれども、特に6番さんにお尋ねをしたいのですけれども、検察官の冒頭陳述では、特に結論というものは書かれていなくて、皆様に御判断をお任せしますという予告編のような冒頭陳述だったと。これに対して、弁護人の冒頭陳述ではいきなりフォーカスされていたということなのですけれども、それぞれの印象、良かった、悪かったというところも、併せて教えていただければというふうに思います。

以上、2点でございます。

(司会者)

それでは、量刑グラフが論告に出ていたわけですけれども、それについても説明があった上で、求刑何年というような形で結ばれたのだと思うのですね。量刑グラフがあった方にまずちょっと御発言いただきましょう。

それを御覧いただいて、検察官の論告について分かりやすさが増したとか。あるいはその後の話し合いでも自分の心構えとかそういうことで役立ったとか、様々な感想があると思いますが、その点いかがだったでしょうか。

(1番)

私の事案では、懲役30年以下と無期懲役というところが突出して高いので、ここは参考になったのかなというふうには思いますけれども、評議のときにも過去の判例を参考にするということもありましたので、参考にはなったというふうに思いますけれども、必ずしもここになければいけないのかというとちょっと、そうではないのかなという思いも多少あります。

(司会者)

ありがとうございました。

4番の方、この点についてはどのような印象、御感想をお持ちでしょうか。

(4番)

この量刑グラフなのですけれども、いろいろ議論した中にこの量刑グラフを見せられましたが、実を言うと、これちょっと疑問に思ったのは、輸入量が10キロ以上で、今回、両方合わせて180キロというような大量の覚せい剤に、量刑グラフとしてふさわしいのかどうかと内心思いました。

(司会者)

2番の方の事件の論告に量刑グラフがあって、当時が男女関係とか、突発的だから強固な殺意とか、そういうような検索条件のもとでなさっていたみたいでそれとも。

(2番)

検索条件が、検察官と弁護人とで使っている検索の項目が、検察は「男女関係」で、弁護人は「家族関係」という形で、同棲中だったので内縁というところで、家族と男女関係だとこの量刑グラフが全然違うので、だから、それで私このグラフを見ないときには、殺人なのだから20年以下といってももっと上の方なのかなと思ったら、結構真ん中あたりがグラフで山になっていたんですね。

このグラフというのはとてもありがたいなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

今の話を聞かれて、量刑グラフが論告、あるいは弁論でもいいのですが、示されていなかつた方々が残りの方々ということになるかと思うのですけれども、いかがですか、そのことを聞いて何か御感想とかありますか。

(5番)

そうですね。結論から言うと必要ないのかなと。冒頭陳述の資料に載せるのは。というのも、皆さんももう多分経験されているから分かっていると思うのですが量刑グラフは評議するときに見たんですね。なので、そこにわざわざ乗せる必要ないのかなと思います。

(司会者)

6番の方も示されてはいなかつたのですね。

(6番)

はい。それに対する印象としては、殺人未遂事件をして負った傷が全治1週間という軽傷であったということで考えた場合、多分非常に範囲の広いものになったのではないかと思うので、私としてはこの事件に関しては必要なかつたというふうに判断しています。

(司会者)

ありがとうございました。

1点目の御質問についての各裁判員経験者の御意見は、それでよろしいでしょうか。

(検察官)

はい、ありがとうございます。

(司会者)

それでは、2点目の点です。6番の方にお尋ねしたいということで、検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述で、検察官は皆様の御判断に委ねますという論調だったと、弁護人の方はもっとフォーカスされて正当防衛ですか、そのような形の御主張を選んだのでフォーカスされたものがあったのだけれども、印象としてはどういう

切り口がよかつたかと、そういう御質問だと思うのですが、いかがでしょうか。

(6番)

まず、裁判員裁判を仰せつかった以上、できる限りニュートラルな判断をしたいということですから、やはり判断をするために、実際にいろいろ話を聞いた中で敷衍もありましたし、そういう状況の事件でもありましたしということで、その部分は非常に心理的にオブリゲーションを感じないような状態、これはやっぱり出現したと思います。

(司会者)

そうすると、どちらかというと、御判断をお任せしますと言った方がいいかなと思うということですかね。

(6番)

そうです。

(検察官)

どうもありがとうございました。

(司会者)

では、澤田弁護士、何か直接お尋ねになりたいことがあったらどうぞ。

(弁護士)

特に無罪を争っている等の事件の場合には、検察官が先にストーリーを述べますけれども、その後、続いて弁護側のストーリーを述べるということになります。そうなってきますと、やはり最初に検察官のストーリーを皆さん耳にするわけですので、弁護人としては、こちらの話をなるべく皆さんによく聞いてもらいたいということで、皆さんにお渡しするメモの方も、シンプルにしながら耳で聞いていただいて、メモを取ってもらいたいと思うことがよくあるのですけれども、先ほど、何人かの方も、やっぱりメモしているとだんだんちょっと分からなくなってしまうというふうな話もありましたが、率直なところ、そういう詳しく書いてあるメモと、少し必要最低限でシンプルなメモを手元に置きながら、話を聞きながら御自身で書

き込んでいくという、その二つのスタイルとしては、皆さんはどうちらの点が、御経験と、その後、今だったらどちらがいいかなというような点を率直にお聞かせ願えればと思います。

(司会者)

御質問の趣旨は、御理解いただけたでしょうか。

割と検察官の冒頭陳述は文章式で、言葉で述べられたもの全てではないとしても、割と文章を読んでみても多分その意味は分かるというやり方を、弁護人の冒頭陳述でもアナザー・ストーリーみたいな形で書いてもらった方がいいのか。それとも、まずは弁護人の話を聞いてくださいと。その聞いてもらうために、集中するためにあえて書面の方は箇条書き、ポイント等の項目だけにとどめて、あと、メモしたい方はどうぞという形で、とにかく自分の話を聞いてくださいというやり方と、どちらの方がいいでしょうかという御感想をいただきたいということだったのです。

まず、二択で手を挙げていただきましょうかね。検察官の冒頭陳述と同じようにと言っていいのでしょうか、割と文章式に書いてもらった方がありがたいと思う方は、どの程度いらっしゃいますか。

(挙手あり)

(司会者)

2番、4番、6番の3人の方です。

では、それは箇条書きでもよくて、メモで書くような空白があるような冒頭陳述要旨でも構わない、あるいはそれでいいのだと思われる方はどれだけいらっしゃいますか。

(挙手あり)

(司会者)

1番、3番、5番の3人の方ですね。

では、どうしましょう。2番の方は書いてもらった方がいいんだということですけれども、それは、どういうことからそちらの方がいいとお考えなのでしょうか。

(2番)

もちろん、その説明で話を聞いてほしいという部分も分かります。ですから、それも書いていくのですけれども、そのときも書いたのですけれども、後で思い返したときに、やっぱり書いてあった方が思い出しやすくて、それに対して自分はこういうふうに思ったりとか、こここのところが大事だなというのと両方見られるので、その方がありがたいなという形です。

(司会者)

4番、6番の方、何か異なる御意見ありますか。2番の方と同じようなものでしょうか。

(6番)

私は書いていただきたいといった意見は、やはりこういった裁判、刑事裁判ということに経験がない以上、やはり判断について混乱することは目に見えていると思うということですね。

情報が多いと混乱するか。少ないと混乱するか。言葉でしゃべっていただいたことを記憶に残るかということで考えれば、これを私個人ということで考えると、文章の方がちょっと残りやすいということがありますので、やはり文章の方でできる限り多くの情報を残していただきたい。冒頭でも一応紹介していただきたいというふうに判断します。

(司会者)

ありがとうございます。

(司会者)

それでは、逆に、文章式ではなくてもポイントが出ていればいいのかなと思われている方からも伺いましょう。

1番の方は、どういう印象なのでしょうか。

(1番)

私が担当したこの資料は、冒頭陳述メモとなっていましたけれども、結構しっか

りと文章で書かれているので、これ以上はいいのではないのかなということで、こちらに手を挙げさせていただきましたすけれども、検察の資料というのは、被告人の行動を時系列にまとめているという印象が強いのですよね。行動記録というところが結構な幅をとっているのかなと思うのですけれども。

弁護側の方は、その行動ではなく、そのときにどういう判断ができたのか。どういう精神状態にあったのかということを論述していますので、それは文章ではなくても私は箇条書きの方で、つまり今、あるこの資料のような形であれば、非常にこちらとしては分かりやすいというふうに思います。

(司会者)

ありがとうございます。

3番の方も、文章式ではなくてもいいのかなというお気持ちなのでしょうかね。

(3番)

はい。1番とちょっとかぶっているのですが、検察官の方が結構犯行状況とかは示されているので、ほとんどかぶってしまうというのがあるので、弁護人からのメモというのは、やっぱりそういう程度でいいのかなというふうに思いました。

(司会者)

ここが力点だと、3番の方であれば、合意の上での性交だということが出ていれば、あとは例えば証人尋問とか証拠調べで判断していくことだから、詳細な言い分までは書かなくてもいいかな。全体趣旨というのは、そんなことなのでしょうか。

(3番)

そうですね。基本的にはそうですね。証拠が少ない上に、出てくるものがないですから、そう思います。

(司会者)

5番の方が、必ずしも文章式で詳し目ではなくても、ポイントの箇条書きでもいいのかなという趣旨ですかね。

(5番)

そうですね。私があまり文字が大量にあると何か見づらいという印象というか、性格なので。ポイント、ポイントさえしっかりしていれば、そういう部分以外の重要な情報、重要ではないと言つたらあれなのですけれども、それにサポートする情報がメモできる方が、こちらとしては分かりやすいなと思います。

例えメモし忘れたとしても、他の方たちがいらっしゃるので、その点は補完できるのかなと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

澤田弁護士、ほかに御質問ありますか。

(弁護士)

結構です。ありがとうございます。

(司会者)

もう時間を超過してしまいましたので、最後に評議のほうなのですけれども、ちょっと挙手をしていただきましょうか。

評議は、今から振り返ってみて、話しやすい雰囲気で行われたと思っていらっしゃる方、手を挙げていただけますか。

(挙手あり)

(司会者)

全員が挙手されました。

次に、十分な議論、御自身も含めてですけれども、集まった裁判員の方と裁判官との間で、対等な議論というものがなされたという印象は残っておられるのでしょうか。

そうだという方、いらっしゃったら挙手をお願いできますか。

(挙手あり)

(司会者)

5人の方が挙手されました。

ありがとうございました。

最後に質問させてください。皆様、もう一度、裁判員の候補者に選ばれたとしたら、またやってみたいというお気持ちありますか。もう1回で十分なのでしょうかということでお尋ねしたいと思います。

もう一度、裁判員の候補に選ばれたらやってみたいという方、恐れ入りますが举手をお願いできますか。率直に。

(举手あり)

(司会者)

5人の方が举手されました。

横田検察官、澤田弁護士、何か追加して御質問ございますか。

(検察官)

特にございません。

(弁護士)

特にございません。

(司会者)

それでは、時間超過しましたけれども、裁判員経験者の皆様、本日はお忙しい中、長時間にわたり御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

本日、皆様からいただきました御意見、御感想を基に、今後の運用に役立てたいと思っております。

以上